

カンボジア王国
国家 宗教 国王

カンボジア王国政府

建設
に関する
法案

2019年8月30日に閣議の承認を得ました

第1章

総則

第1条

この法律は、以下の目的を有する。

- 建設の品質、保安、安全性、財産の保護を図り、並びに、建設所有者、建設利用者及び一般公衆の福祉を確保する。
- 公共福祉を向上させるための持続可能な美観及び最適環境の過ごしを確保する。
- 建設セクターの専門実務において責任及び実効性を確保する。
- 建設セクターにおける投資者の信用の増進に資すること、及び、経済と社会分野における効率的な不動産市場の促進を確保する。

第2条

本法は、カンボジア王国における建設セクターの管理にあたって、原則、建設技術規制、規範及び手続を定めることを目標とする。

第3条

本法は、法令により別途定められる種類の建設を除き、カンボジア王国における建設セクターに適用範囲を持つ。

第4条

本法において用いられる基本的な専門用語については、本法別紙の定義集に記載された定義のとおりとする。

第2章

管理当局

第5条

MLMUPC 大臣は、建設セクターを管理する権限を有する。

MLMUPC 大臣は、都市・州・特別市・群の行政機関に対して権限を委任することができる。

第3章

原則

第6条

各建設工事は、以下の原則に順守しなければならない。

- 公共及び個人権利の利益の保護
- 効率、持続可能及び包括性
- 土地整備及び都市計画
- 緑開発、自然保全及び環境
- 国のアイデンティティの保全及び向上

第4章

建設技術規制

第7条

各建設工事は、建設技術規制を適合しなければならない。

建設技術規制の適合検査は、MLMUPC からのライセンス又は許可を受けた検査及び認証官により実施されなければならない。

検査及び認証官に関する条件及び手続きについては、MLMUPC 政令で定める。

第8条

各建設は、建設技術規制に定めるとおり、建設利用の機能に従って、安全に荷重を支持することができる構造を有さなければならない。

構造上の安全性に関する検査及び認証を要する建設の分類、種類及び規模については、MLMUPC 省令で定める。

第9条

各建設は、建設技術規制及び防火と消火に関する規制に定めるとおり防火上の安全性規制を適合しなければならない。

防火上の安全性に関する検査及び認証を要する建設の分類、種類及び規模については、MLMUPC 省と内務省の共同省令で定める。

第10条

国家建設技術規制は、国家建設技術評議会の要請により、政令で施行させる。

国家建設技術規制以外の他の建設技術規制は、MLMUPC 省令で施行させる。

特定の基準に適合の実施を要求する建設資材、建設設備及び建設製品のための技術規制は、MLMUPC の要請で、及び、国家建設技術評議会の判断に従い、産業担当省の省令で施行させる。

カンボジア基準として特定しない他の建設資材、建設設備及び建設製品のための技術規制は、MLMUPC で施行させる。

第 11 条

国家建設技術規制評議会を創設するものとし、MLMUPC 大臣が議長を務め、また省庁及び機関の代表及び関係する民間セクターが会員を務めるものとする。

国家建設技術規制評議会は、補佐機関として事務総局を有する。

国家建設技術規制評議会の組織及び運営は、政令で定めず。

第 5 章

建設セクターにおける専門家の管理

第 12 条

建設セクターにおける専門家として役割を果たせる自然人は、関連する各建設セクター専門家委員会に登録しなければならない。

建設セクターにおける関連する各専門家委員会に関する組織及び運営は、王令で定める。

第 13 条

専門家は、政令で定める自身の専門家行動規範を完全に順守しなければならない。

第 14 条

建設セクターにおける専門家委員会が存在していない実務家管理については、政令で定める。

第 6 章

建設セクターの専門実務及び事業をの管理

第 15 条

建設セクターにおいて独立に実務を行うことができる建設セクター専門家は、MLMUPC 大臣より発行されるライセンスを有しなければならない。

建設セクターにおける専門家が建設セクターにおける会社の技術長として務めるには、MLMUPC 大臣より発行されるライセンス(license アニャバン)を有する必要があるとす
る。

建設セクターにおける事業を行う会社の技術長は、専門行動規範及び現行技術規制
を順守し、独立に役割を果たさなければならない。

第 16 条

建設セクターにおける専門家は、以下に掲げる場合に該当したら、専門実務を行う
適格を喪うとする。

- 専門実務に関連して要求される条件を満たさなくなる場合
- 専門実務ライセンスの一時停止又は剥奪となるような専門の違反行為を犯した場
合
- 専門医師から実務に影響を及ぼす可能性がある健康上の問題の証明がある場合、
若しくは、裁判所から一般被後見又は被保佐人の開始宣言を受けた場合
- 裁判所から倒産宣言を受けた場合
- カンボジア王国又は滞在したことがある国で重罪に処した場合

建設セクターにおける専門実務ライセンスの一時停止は、ライセンスの一時停止日か
ら 6 (六) ヶ月以上超えてはいけない。

建設セクターにおける専門実務の適格が、ライセンスが剥奪された日から 5 (五)
年経った後、再び与えることができる。

カンボジア王国又は滞在したことがある国において重罪に処した場合で適格を喪った
とき、専門実務の適格が、刑事訴訟法の規定に従って、再び与えることができる。

第 17 条

建設セクターにおける各事業実務は、事業の種類によって、MLMUPC 大臣より発行
されるライセンス又は都市・州の行政より許可書を有さなければならない。

第 18 条

建設セクターにおける会社は、以下に掲げる場合に該当したら、事業実務を行う適
格を喪うとする。

- 事業ライセンス実務に関連して要求される条件を満たさなくなる場合
- 商業リストに削除された場合、

- 裁判所による解消又は無効の宣言を受けた場合、
- 裁判所による倒産又は監査処理の宣言を受けた場合、
- 取締役員又は技術長が裁判所による一般被後見又は被保佐人の開始宣言を受けた場合、ただし、裁判所による宣言日から取締役員又は技術長が 30（三十）日間以内変えた場合、その限りではない。
- 取締役員又は技術長が裁判所による倒産又は監査処理の宣言を受けた場合、ただし、裁判所による宣言日から取締役員又は技術長が 30（三十）日間以内変えた場合、その限りではない。
- 取締役員又は技術長がカンボジア王国又は滞在したことがある国において重罪に処した場合、ただし、裁判所による確定判決を下した日から取締役員又は技術長が 30 日間以内変えた場合、その限りではない。

建設セクターにおける事業ライセンスの一時停止は、ライセンスの一時停止日から 1 年以上超えてはいけない。

建設セクターにおける事業実務の適格が、ライセンスが剥奪された日から 5（五）年経った後、再び与えることができる。

取締役員又は技術長が裁判所による倒産又は監査処理した個人又は専門家は、建設セクターにおける事業適格の取締役又は技術長として再び発生するのは、ライセンスが剥奪された日から 5（五）年経った後とする。

取締役員又は技術長がカンボジア王国又は滞在したことがある国において重罪に処した場合で適格を喪ったとき、建設セクターにおける事業適格の取締役員又は技術長として、刑事訴訟法の規定に従って、再び与えることができる。

第 19 条

建設セクターにおける専門実務又は事業実務を行うためのライセンスを有する者は、自らの専門実務と事業実務の責任を担保するために、カンボジア王国に操業している保険会社と契約を締結しなければならない、かつ、保険証明書を有さなければならない。

保険契約の対象は、専門家の実務又は事業の実務、及び、自らの顧客間契約に定める義務履行を確保することを指す。

建設セクターにおける専門実務又は事業実務を行うための責任担保の最低金額は、政令で定める。

第 20 条

建設セクターにおける専門実務のライセンス又は他の許可の発行、一時停止、剥奪に関する条件及び手続は、政令で定める。

第 21 条

専門実務又は事業実務のライセンス又は他の許可の申請は、手数料を支払うものとする。

専門実務又は事業実務のライセンス又は他の許可に対する手数料は、経済財政大臣と MLMUPC 大臣との共同省令で定める。

専門実務又は事業実務のライセンス又は他の許可に対する手数料は、国家及び地方レベルの予算とされる。

第 7 章

建設資材、建設設備と建設製品の使用及び建設セクター実験所

第 22 条

建設の品質及び利用者の安全を確保するため、使用される建設資材、建設設備及び建設製品は、建設技術規制又はカンボジア国家基準委員会が公布したカンボジア基準を従って、MLMUPC により建設技術規制の適合についての認定又は認証を取得するものとし、カンボジア基準表記を出版し又は取貼り、かつ、カンボジア基準表記を利用したライセンスを有さなければならない。

建設の品質及び利用者の安全を確保するため、使用される建設資材、建設設備及び建設製品についての認定又は認証に関する形式及び手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 23 条

建設技術規制又はカンボジア国家基準委員会が定めたカンボジア基準を通して、MLMUPC により建設技術基準の適合についての認定又は認証を取得する必要がある場合において、カンボジア基準表記を出版し又は取貼らない、又は、建設技術規制の適合に認定又は認証がない建設資材、建設設備又は建設製品の製造、流通、輸入、売出し、供給、使用は、禁止されるものとする。

建設技術規制の適合しない建設資材、建設設備又は建設製品の使用は、禁止されるものとする。

建設資材、建設設備又は建設製品が建設技術規制に適合する検査に関する形式及び手続きは、MLMUPC 省令で定める。

第 24 条

MLMUPC は、国立建設実験所を設立しなければならない。

国立建設実験所の組織及び機能は、政令で定める。

第 25 条

建設実験所は、営業目的として設立する場合、MLMUPC 大臣からライセンスを有さなければならない。

学習、研究、及び研修を目的とした建設実験所を設立するには、MLMUPC 大臣から許可書を有さなければならない。

学習、研究、及び研修を目的とした建設実験所の許可書の発行、一時停止と剥奪に関する条件及び手続は、政令で定める。

第 8 章

建設、修復又は解体に対する許可書

第 26 条

各建設又は解体工事は、事前に許可書を有さなければならない。

第 27 条

緊急時において、人命の救助若くは保護を目的とする、又は、健康若くは財産に対して影響又は重大な損害を与えない建設又は解体工事は、事前に許可書を要しない。

緊急事態が終了した後最長でも 30（三十）日以内に、緊急時で建設した建設所有者は、現行の手続き及び条件に従って建設利用証明書を申請しなければならない。

緊急事態が終了した後最長でも 30（三十）日以内に、緊急時で解体した建設所有者は、権限官署に書面で通知しなければならない。

第 28 条

許可書を要しない各建設又は解体工事は、以下のとおりとする。

- － 保安、安全性及び公共の秩序に影響を与えることがない小規模な建設
- － 地方又は農地で、かつ、観光地、遺跡、保全区域又は保護区域に影響を与えない木造又はコンクリート造の 1 階建住宅、木造住宅
- － 国の安全及び国防のための建設。

本条に定める許可を要しない建設又は解体工種の種類及び規模は、政令で定める。

第 29 条

建設設備の修理、変更又は取付けは、建設の安全性に影響を与えるものでなく、支持構造荷重、外観美、又は建設の利用若くは一部の機能を変更するものでなく、又は、公共の秩序に影響を与えるものでない場合、許可書を要しない。ただし、建設所有者は、権限官署に対して事前に通知しなければならない。

事前の通知が求められる建設設備の修理、変更又は取付の種類、規模と事前通知に関する形式及び手続は、MLMUPC 政令で定める。

第 30 条

建設、修復又は解体の許可書の発行、一時停止及び剥奪に関する条件及び手続は、政令で定める。

第 31 条

建設、修復又は解体の許可書は、許可書を既に取得済みの個人に対して、法律及び他の現行規制に基づく義務及び責任を回避させるものではない。

許可書を要しない建設又は解体工事の実施は、建設所有者は、法律及び他の現行規制に基づく義務及び責任を回避させるものではない。

第 9 章

図面の管理

第 32 条

各建設又は解体工事のために用いられる図面は、MLMUPC 大臣が発行するライセンス又は許可を有している図面学習者が責任を取って、署名しなければならない。

第 33 条

各建設又は解体工事のために用いられる図面は、現行の規制及び建設技術規制に適合しなければならない。

個人住宅の建設を除き、全ての種類の建設又は解体工事のために用いられる図面は、障害者のためのインフラ、設備、サービスを整備しなければならない、それは、移動の道及び、手掴む道具、エレベーター、洗面所、障害者のための駐車場及び他のマーク等である。

現行の規制及び建設技術規制の適合については、MLMUPC 大臣が発行するライセンスを有している検査及び認証官により認証されるものとする。

建設許可書を要する全ての建設又は解体工事の図面は、建設技術規制に則っていることは、MLMUPC 大臣が発行するライセンスを有している検査及び認証官により認証されるものとする。

第 34 条

建設所有者は、権限官署からの建設許可書を通じて承認された図面に則って、建設許可書を要する建設又は解体工事が正しく実施されることを確保しなければならない。

建設又は解体工事を実施する前に、権限官署が既に承認された許可書の図面を修正する許可を与えることができる。

図面修正の許可に関する条件及び手続きは、政令で定める。

第 35 条

権限官署からの建設許可書を通じて承認された設計者の作品の全体又は一部は、現行の法令に沿って、複写から保護されるものとする。

図面に対して既に署名を行った設計者と建設所有者からの許可を受けずに、当該図面を異なる現場に適用することはできない。特別な価値のある全ての図面の実施については、当該図面は他の現場で使用することが禁止される。

第 9 章

建設工事又は解体の管理

第 36 条

各建設又は解体工事は、MLMUPC 大臣からライセンス又は許可を受けた建設者により実施しなければならない。

建設者が以下に掲げることを全て該当すれば、MLMUPC 大臣又は都市・州の行政によりライセンス又は許可を受けることを要しない。

- － 建設セクターにおける専門家
- － 個人の住宅の建設又は解体
- － 自身の専門分野における建設又は解体

第 37 条

各建設又は解体工事は以下に掲げることに従って実施しなければならない。

- 図面
- 建設技術規制
- 他の現行規制。

許可書を要する各建設又は解体工事は、許可書を通じて権限官署から承認を受けた図面により実施しなければならない。

第 38 条

建設許可書を要する各建設工事は、事前に建設現場開始許可書を有さなければならない。

建設現場開始許可書を発行する条件及び手続は、政令で定める。

第 39 条

建設者は、自身の建設現場における防犯、安全、公共秩序及び環境を確保しなければならない。

第 40 条

建設許可書を要する建設の建設所有者は、各建設又は解体工事の進行について権限官署に報告しなければならない。

各建設又は解体工事の進行報告は建設者によって作成されなければならないが、かつ、所有者の同意が有さなければならない。

建設又は解体工事の進行報告に関する形式及び手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 41 条

現場が進行しているとき、許可書を要する各建設又は解体工事は、MLMUPC 大臣が発行するライセンス又は許可を有する検査及び認証官による検査を受けなければならない。

建設工事の検査及び認証官は、報告書を作成し、権限官署の承認及び建設技術規制に従い、建設工事の適合証明書を発行しなければならない。

第 42 条

保安、安全性及び公共の秩序を確保するために必要に応じて、権限官署が建設又は解体工事を検査するための建設検査官を任命することができる。

建設所有者、建設利用者、建設プロジェクト開発者・建設者・及び建設工事を検査及び認証官を含む建設工事に関連する者は、建設検査官と協力しなければならない。

権限官署は、建設又は解体工事が現行の法規及び建設技術規制に適合していないことを発見した場合、その一時停止、修正、中止又は他の必要な措置を取ることができる。

第 43 条

建設又は解体工事の管理及び検査に関する条件及び手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 11 章

建設の利用

第 44 条

建設許可書を要する建設の利用は、建設利用証明書を通じて権限官署からの許可を得なければならない。

建設所有者は、当該建設を利用し、若しくは、建設の利用を出す前に、建設利用証明書を申請しなければならない。

建設許可書を要する建設の利用は、権限官署が建設利用許可を与える前に、MLMUPC 省大臣からライセンス又許可を受けた検査及び認証官によって建設技術規制に基づく検査を受けなければならない。

第 45 条

権限官署は、建設全体又は建設プロジェクトの一部を安全に利用することができる場合には、建設全体又は建設プロジェクトの一部について一時利用を許可することができる。

第 46 条

建設利用の発行、一時停止と剥奪に関する条件及び手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 47 条

住宅以外の目的で利用される建設は、建設利用証明書が発行された日から 5（五）年以内に、品質及び安全性の検査が求められる。品質及び安全性の検査は、少なくとも 5（五）年おきに定期的実施しなければならない。

住宅の目的で利用される建設は、建設利用証明書が発行された日から 10（十）年以内に、建設の品質及び安全性の検査が求められる。品質及び安全性の検査は、少なくとも 10（十）年おきに定期的実施しなければならない。

建設の防火及び消火システムの品質と効率に関する検査及びその証明書の発行は、2
(二) 年おきに定期的実施しなければならない。

危険の恐れがある建設設備は、1 (一) 年おきに検査しなければならない。危険の恐れがある建設設備は、MLMUPC 省令で定める。

建設所有者若しくは建設管理者は、建設の安全及び品質検査の実施の期限が過ぎた後1 (一) ヶ月、建設の品質及び安全性に関する結果を渡す義務を有する。

第 48 条

人の生命、財産又は保安、公共秩序に危険を与える場合は、権限官署は建設の品質及び安全を要求することができる。

第 49 条

建設の品質及び安全性は、MLMUPC 省大臣からのライセンスを有する建設管理官若しくは検査及び認証官によって実施されなければならない。

建設の品質及び安全性に関する検査費用は、全て建設所有者の負担とする。

共有建物の場合、全て専有区分の所有者は、建設の品質及び安全性に関する検査費用を、区分の規模に比して共同の責任を負わなければならない。

第 50 条

建設の品質及び安全性に関する検査のための形式及び手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 12 章

危険な建物

第 51 条

MLMUPC 省及び都市・州・特別市・群の行政は、全ての危険な建設について、その安全、防犯及び公共の秩序を確保するにあたって必要な措置を講じるために、検査、フォローアップを行う義務を有する。

第 52 条

全ての危険な建設の建設所有者は、権限官署に報告する義務があり、権限官署が定めた危険を回避するための対策を実行する義務を負う。

権限官署は、必要に応じて、危険を回避するために緊急の対策を講じなければならない。

危険回避をする全ての費用は、建設所有者の負担とする。

第 53 条

危険の状況レベル、危険回避対策の発表及び管理手続は、MLMUPC 省令で定める。

第 13 章

建設又は解体許可書がない若くは違反する既存の建設

第 54 条

権限官署は、建設許可書がない建設又は解体工事について中止措置を講じなければならない。

第 55 条

権限官署は、建設許可書に違反する建設又は解体を一時停止することができ、かつ、建設所有者に許可書に則った状態に修正するよう求めることができる。

第 56 条

許可書を要する建設の場合において、権限官署は、全ての建設許可書がない又は違反する建設に関する変更、若くは、解体措置を講じなければならない。

建設許可書を要する建設場合において、権限官署は、全ての建設許可書がない又は違反する建設の利用、営業、処分、及び他の関連する取引禁止の措置を講じなければならない。

第 14 章

建設の監査

第 57 条

MLMUPC 大臣は、フォローアップ、監察、研究、検査、証拠収集と法の執行をする建設監査官を選任する。

建設監査官は、刑事訴訟法の規定に従って、本法律に定められたとおりの犯罪を調査する司法警察の適格が付与される。

建設監査官への適格付与に関する形式と手続きは、MLMUPC 省・司法省の共同省令で定める。

第 58 条

法の執行を実施するにあたって、建設監査官は、制服を着用し、身分証明書及び任務指示書を携帯しなければならない。

建設監査官の制服及び身分証明表記は、政令で定める。

第 59 条

建設監査官は、以下に掲げる任務と権利を有する。

- この法律に定める建設犯罪に対し、検査、中止、一時的な措置と行政の罰金を課す。
- 許可書又はライセンス所持者がこの法律に違反する行為を行なった場合、その許可書又はライセンスを一時的に剥奪する。
- 建設犯罪の証拠を集め、訴訟を作成する。
- この法律の執行の枠組み内で他の対策を講じる。

建設の監査に関する形式及び手続きは、MLMUPC 省令で定める。

第 60 条

建設監査官は、自身の義務を遂行するため、建設現場が稼働している間はいつでも立ち入ることができ、若くは、建物の営業時間中立ち入ることができる。

第 61 条

建設検査官は、全ての犯罪の調査において刑事訴訟法に従わなければならない。

建設監査官は、この法律に定める犯罪行為を取り締まるために、全部のレベル及び警官軍機構若くは他の関連する権限官署の支援を要請することができる。

実際の犯罪行為に遭遇した場合、関係権限官署の職員は、手続に沿った対策を講じるため、管轄を有する最寄りの建設監査官に対して速やかに情報を提供しなければならない。

第 15 章

忌避

第 62 条

図面を検査又/若くは判断する権限を有する公務員は、設計者若くは検査及び認証官、自身の図面の検査及び認証官となることはできない。

第 63 条

建設監査官、建設検査官、検査及び認証官は、建設所有者本人又は建設所有者の配偶者又は直系血族の 3 (三) 等までの血族で、若くは建設プロジェクトから予算上の利益を得る者であってはならない。

第 64 条

図面学習者としての役割を果たす者は、自身の図面の検査及び認証官としての役割を果たすこととの間で忌避関係がある。

第 65 条

建設業者としての役割を果たす者は、自身の建設工事についての検査及び認証官としての役割を果たすこととの間で忌避関係がある。

第 66 条

図面又は建設工事の検査及び認証官は、建設所有者の配偶者、又は 3（三）親等までの直系血族若しくは 3（三）等までの血族であってはならない。

建設を所有する会社の株主、建設を所有する会社の職員、又は、建設プロジェクトからの予算上の利益を得る者は、図面又は建設工事の検査及び認証官としての役割を果たすことができない。

第 16 章

建設契約

第 67 条

建設又は解体請負契約には、最低限の項目は以下の通りである。

- － 契約当事者の身分証明
- － 仕事の場所、規模及び書類
- － 契約の値段及び相殺方法と日程
- － 契約における義務履行に対する契約当事者の保障
- － 作業の技術条件及び安全条件
- － 建設資材、建設設備の供給又は建設又は解体工事のために使用する重大機に関する条件
- － 契約解約及び変更に関する条件
- － 仕事によって生じた損害に対する責任に関する保険又は他の規制
- － 現行法令に対する請負契約の対象である図面の適合性の主張
- － 仕事の開始日と終了日、引渡日
- － 不可抗力に関する条件
- － 契約に関する紛争処理

第 68 条

建設請負契約は、禁止される条項は以下の通りである。

1. 建設所有者が請負者に対して、なんら明確な消費貸借条件を示さずに、建設のために必要な予算を得るための消費貸借に関する委任を要求すること。
2. 建設所有者に建設を引き渡すために、請負者が建設所有者に事前に全体の契約における費用を相殺してからということを要求すること。
3. 契約の代金決済の各段階の前、及び引渡しの前に建設所有者又は代理が現場に立ち入ることを禁止すること。
4. 請負者に契約の対象である建設又は解体工事図面の技術条件から建設又は解体許可書に則って激しく変化建設又は解体工事を実施することを要求すること。
5. 不可抗力による原因、建設所有者自身を加えた原因以外の法的に認められる原因による遅れについて、契約に定めがある期限以内に完全な工事を実施する義務から請負者の負担を外すこと。

第 69 条

建設又は解体請負契約の当事者は、以下のように延長条件の義務又は権利を付けることができる。

1. 建設の所有者が販売約束を受けた場合において、建設の許可を得た土地若しくは物権の取得。
2. 権限官署より建設又は解体許可書若しくはその他の許可を受けている。その場合、建設所有者は明確に許可書申請日を示さなければならない。
3. 建設又は解体工事のために予算貸借を受けたこと。
4. 建設又は解体工事により発生した損害に対する補償を受けたこと。
5. 建設現場のための建設資材、建設設備又は建設製品の供給及び補償を受けたこと。

第 70 条

建設又は解体請負契約の対象作業は、瑕疵なしに完成義務が以下のようにある。

1. 許可書、法令、技術法令及び案内に沿って行われた建設工事
2. 技術能力と適切な方法に沿って行われた建設工事

3. 技術法令に沿い、適正な品質を有する図面に基づき、仕事にサポートする資材、設備又は製品は適切な機能で利用しなければならない。
4. 契約の中に別の定めがある場合を除き、適切な利用機能の仕事にサポートする資材、設備又は製品が新品でなければならない。

第71条

建設を引き受け日から、建設請負契約の対象作業における瑕疵保証期間は、以下の通りである。

1. コンクリート、鉄コンクリート又は鉄の場合、最短でも10（十）年間
2. 外の壁、窓、扉及び建物の屋上の場合、最短でも5（五）年間
3. 電気、水道、メカニック及び他の作業に関係する場合、最短でも2（二）年間

建設請負契約の当事者は、仕事に対する瑕疵について上記の段落に定める期間より長い期間を決める合意をすることができる。

仕事に対する瑕疵について上記の段落に定める期間より短い期間を決める場合は、無効とする。

第17章

保険

第72条

請負者は建設契約の対象である建設又は解体執行の現場における保険の責任をしなければならないとし、それは作業執行者及び他人に対して損害、財産の損失、怪我、不具になる、疾病又は作業執行による死亡を賠償するためである。

権限官署は現場開始の許可を与える前に請負者は特定の保険会社に契約を締結したことを確保しなければならない。

第73条

請負者が下請け契約を締結する場合、現場の保険契約を締結する義務は請負者の負担になる。当該保険義務は全体の下請け者との契約を及ぶ責任になる。

建設者が一つの建設又は解体執行において多数の建設請負者と契約を締結する場合、建設請負者のそれぞれは各々の現場の保険契約を締結する責任がある。

第 74 条

不動産開発事業の建設工事執行の場合、不動産開発者は直接保険会社と現場の保険契約を締結しなければならない。

第 75 条

建設又は解体工事实施に対する保険を要する建設の種類及び規模は、政令で定める。

第 18 章

建設の関係者の責任

第 76 条

設計者は、自身の図面に適切に則って建てられた建設から生じる全ての損害について責任を負うものとする、ただし、当該図面学習者は自身の図面が現行の法規に従っているものを証明できれば、その限りではない。

第 77 条

建設又は解体工事を実施するとき、建設所有者及び建設又は解体者は、建設又は解体工事又は建設現場管理に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を負うものとする。

第 78 条

検査及び認証官は、自ら検査及び認証した作業に瑕疵がある場合において生じた損害に責任を負うものとする。

第 79 条

建設所有者及び建設又は解体者は、建設の管理又は利用に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を負うものとする。

第 80 条

図面学習、建設又は解体又は現場の管理、検査及び認証、建設の利用に瑕疵がある場合により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する。

1. 被害者又は法的代理人が当該建設資材、損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から 3（三）年経過した、又は、
2. 損害があった時から、10（十）年経過した。

第 81 条

建設資材、建設設備又は建設製品の製造者は、自らの製品に瑕疵がある場合において生じた損害に対する賠償を追わなければならない、但し、以下のような証拠を提示できればその限りではない。

1. 建設資材、建設設備又は建設製品が売出し又は流通している間に、化学的及び技術的な知識が瑕疵から生じた瑕疵が発見できない場合。
2. 建設資材、建設設備又は建設製品が必要な技術規制に従って製造された場合。

第 82 条

瑕疵がある建設資材、建設設備又は建設製品により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する。

1. 被害者又は法的代理人が損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から 3（三）年経過した。
2. 製造者が当該建設資材、建設設備又は建設製品を最初の引き渡した時から、10（十）年経過した。当該建設資材、建設設備又は建設製品に人の健康に影響を与える場合は、さらに 20（二十）年追加を与えなければならない。

第 19 章

建設セクターにおける紛争処理

第 1 節

建設セクターにおける不服申立て

第 83 条

建設セクターにおける権限官署又は職員の建設関係判断に利害関係を有する者は、当該判断を判断の通知を受けた日から 60（六十）日以内に、当該判断を行った権限官署又は職員又は MLMUPC 省に書面で行わなければならない。

権限官署は当該申立を受理した日から営業日の 30（三十）日間以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする。

上記の段落に定める、申立を受理した権限官署は当該不服申立に対する判断を行わない場合、申立人は 60（六十）日以内に MLMUPC 省に申立をすることができる。

MLMUPC 大臣は当該申立を受理した日から営業日の 30（三十）日間以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする。

申立人は申立判断の結果に不服がある場合、当該判断を判断の通知を受けた日から 30（三十）日以内に裁判所に訴える権利を有する。

上記の段落に定める場合において、MLMUPC 大臣は当該不服申立に対する判断を行わない場合、申立人は 30 日（三十）以内に MLMUPC 省に申立をすることができる。

第 84 条

建設セクターにおける権限官署の建設関係判断に対して利益関係がある者は、裁判所に訴える前に当該判断の通知を受けた日から 60（六十）日以内に、MLMUPC 省に不服書面で行わなければならない。

MLMUPC 省大臣は、権限官署は当該申立を受けた日から 30（三十）日間以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする。

申立は MLMUPC 省大臣の判断に不服がある場合、当該判断の通知を受けた日から 30（三十）日以内に裁判の手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

第 85 条

建設監査官の処分対策に対して不服がある者は、当該処分対策の通知を受けた日から 60（六十）日以内に MLMUPC 省に申立をすることができる、若くは、当該処分対策の通知を受けた日から 30（三十）日以内に裁判の現行手続きに沿って裁判所に訴えることができる。

MLMUPC 省大臣は当該申立を受けた日から 30（三十）日間以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする。

申立は MLMUPC 省大臣の判断に不服がある場合、当該判断の通知を受けた日から 30（三十）日以内に裁判の現行手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

MLMUPC 省大臣が上記の段落に定める期間以内に判断しない場合、申立人が定める期間を過ぎた日から 30（三十）日以内に裁判の現行手続きに沿って裁判所に訴える権利を有する。

第 2 節

建設セクターにおける個人的権利の執行及び建設請負契約に関する紛争処理

第 86 条

建設セクターにおける個人的権利又は義務の履行により損害を受けた若くは損害を受ける恐れがある者は、裁判所に訴える前に建設紛争処理委員会に調停の申請をすることができる。

調停の申請は、影響を受けた日から 60（六十）日以内に、書面により作成しなければならない。

建設紛争処理委員会は、調停の申請を受けた日から 60（六十）日以内に、紛争の当事者と調停を行い、調停を行われなければならない。

建設紛争処理委員会は調停申請者に棄却の判断をした場合、当該委員会調停申請者に書面により通知をしなければならない。かかる場合、調停申請者は現行手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

建設紛争処理委員会は上記の段落が定める期間以内に調停手続きを実施しない場合、調停申請者は現行手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

建設紛争処理委員会による調停に合意が成立できない場合、期間が過ぎた日から調停申請者は現行手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

第 87 条

建設又は解体請負契約の当事者若くは両当事者は、建設又は解体請負契約の履行に関する紛争及び調停を行うために、建設紛争処理委員会に調停申請をすることができる。

調停申請は紛争が生じた日から 30 日以内に、書面により作成しなければならない。

建設紛争処理委員会は、調停の申請を受けた日から 30 日以内に、紛争の当事者と調停を行い、理由を示して書面による調停を行われなければならない。

建設紛争処理委員会は上記の段落が定める期間以内に調停手続きを実施しない場合、調停申請者は現行手続きに沿って、裁判所に訴える権利を有する。

紛争当事者は、調停の手続きにおける全ての段階に建設紛争処理委員会による調停及び解決を断念することができる、但し、紛争当事者は、裁判所に訴える前に、建設紛争処理委員会に対して調停及び当該解決の断念について書面による通知を行わなければならない。

第 88 条

建設紛争処理委員会に調停申請がある場合において、債権の消滅時効が中断するものとする。

第 89 条

建設紛争処理委員会は、以下のような構成が有する。

1. 国家レベルの建設紛争処理委員会
2. 都市・州レベル建設紛争処理委員会
3. 特別市・郡レベル建設紛争処理委員会。

建設紛争処理委員会における準備及び運営は、政令で定める。

第 20 章

罰則

第 90 条

本法における罰則は、書面による忠告、専門家の実務若くは事業の実務を行うライセンス又は許可書の剥奪又は一時停止、行政の罰金、専門実務の禁止、原始の状態のように建設又は解体の強制、金銭的な罰則及び刑務所の罰則がある。

第 91 条

書面による忠告、専門実務若くは事業実務を行うライセンス又は許可書の剥奪又は一時停止は、MLMUPC 大臣の管轄とする。

MLMUPC 大臣は、本条に定める権限を都市・州・特別市・群の行政機関に対して移転又は委任することができる。

第 92 条

行政の罰則は、建設監査官の管轄とする。

行政の罰則の支払いによって、刑事訴状が解消される。

違反者は、行政の罰則の支払いをしない場合、犯罪の訴訟を作成し建設監査官は管轄裁判所に送付しなければならない。

行政の罰則によって課す犯罪は、政令で定める。

違反者からの罪を認めた場合、かつ、罰則を支払う承認があれば、罰則は本法に沿って執行される。

本法に定める通り、行政の罰則に関する手続き、罰金の支払い、罰金の支払領収書の管理及び犯罪に対する罰金から得られた収入の処分は、EF 大臣（経済財政大臣）と MLMUPC 大臣との共同省令で定める。

王国政府は、本法に定める建設セクターにおける犯罪の取締りに携わった職員に対して奨励品供給を決定することができる。

第 93 条

建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人ではない者は、建設セクターにおける実務家としてを行う場合、5 000 000（五億）リエルから 20 000 000（二十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

1（一）年間で同じ犯罪を行った場合、1（一）ヶ月から 1（一）年の刑務所の入所及び 2 倍の罰金を課すものとする。

第 94 条

関係専門家委員会に登録せず建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人として実務を行う者は、4 000 000（四億）リエルから 10 000 000（十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

1（一）年間で同じ犯罪を行った場合、1（一）ヶ月から 1（一）年の刑務所の入所及び 2 倍の罰金を課すものとする。

第 95 条

ライセンスを取得せず建設セクターにおける専門実務を行う者は、20 000 000（二十億）リエルから 40 000 000（四十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

1（一）年間で同じ犯罪を行った場合、1（一）年から 3（三）年の刑務所の入所及び 2 倍の罰金を課すものとする。

第 96 条

許可書を取得せず建設セクターにおける事業を行い、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた者は、1（一）年から 3（三）年の刑務所の入所及び 10 000 000（十億）リエルから 20 000 000（二十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

第 97 条

権限官署の建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反する者は、2 000 000（二十億）リエルから 40 000 000（四十億）リエルまでの罰金を課すものとする。

二度目の権限官署の建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反する者は、1（一）ヶ月から 3（三）ヶ月の刑務所の入所を課すものとする。

第 98 条

建設技術基準の順守についての認定又は認証を取得する必要がある場合において、建設技術規制の順守に認定がない、又は、特定の基準に認証を取得する必要がある場合において、認証がない建設資材、建設設備又は建設製品を使用又は取り付け、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた者は、1（一）年から3（三）年の刑務所の入所及び2 000 000（二十億）リエルから40 000 000（四十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

第 99 条

建設技術規制の順守に認定がない図面学習を行い、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた図面学習者は、1（一）年から3（三）年の刑務所の入所及び2 000 000（二十億）リエルから40 000 000（四十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

第 100 条

建設技術規制の順守に認定がない建設又は解体を行い、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた図面学習者は、1（一）年から3（三）年の刑務所の入所及び2 000 000（二十億）リエルから40 000 000（四十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

第 101 条

建設技術規制の順守に認定がない図面又は建設又は解体工事を建設技術規制の順守に認定がある図面又は建設又は解体工事として認証し、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた検査-認証官は、2（二）年から5（五）年の刑務所の入所及び30 000 000（三十億）リエルから60 000 000（六十億）リエルまでの罰金をを課すものとする。

第 102 条

建設利用証明書を有せず建設を営業目的で行い、かつ、他人の健康に怪我若くは害を加えた検査-認証官は、1（一）年から3（三）年の刑務所の入所及び20 000 000（二十億）リエルから40 000 000（四十億）リエルまでの罰金を課すものとする。

第 103 条

本法に定める第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、及び第102条において行為は、被害に対して手足の切断又は永遠の障害となる場合、5（五）年から10（十）年の刑務所の入所を課すものとする。

本法に定める第 95 条、第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、及び第 102 条における行為は、人が死亡となる場合、7（七）年から 15（十五）年の刑務所の入所を課すものとする。

第 104 条

建設セクターにおける事業を行う会社の技術長によって実施される場合、本法に定める第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、及び第 103 条と同様に課すものとする。

第 105 条

ライセンスを取得せず建設セクターにおける事業を行う法人は、40 000 000（四十億）リエルから 80 000 000（八十億）リエルまでの罰金を課すものとする。

本法に定める第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、及び第 103 条に定める犯罪は、法人は刑法第 42 条（法人に刑事責任）に定める条件の刑事責任を負わせる宣言を受けることができる。

法人は、60 000 000（六十億）リエルから 100 000 000（百億）リエルまでの罰金及び以下の場合の一つ又は複数の補足罰則を課すものとする。

1. 刑法第 170 条（法人の解消及び審査処理）に定める形式による解消。
2. 刑法第 171 条（裁判所の下に審査を受けられる）に定める形式による裁判所の下に審査。
3. 刑法第 172 条（行為実施に対する禁止）に定める形式による一つ又は複数の行為実施に対する禁止。
4. 刑法第 173 条（公共調達から取り外し）に定める形式による公共調達から取外し。
5. 刑法第 180 条（罰則決定の取り貼り報告）に定める形式による罰則決定の取貼り報告。
6. 刑法第 181 条（罰則決定の電気通信や視聴システムによる報告）に定める形式による罰則決定の執筆ニュース又は全ての手段による報告。

第 21 章

別条

第 106 条

本法が公布された2（二）年間以内で、建設許可書を要する建設の場合において、建設本法が公布される前に許可書を有せず若くは建設許可書に違反した建設所有者は、権限官署に自身の建設利用証明の書申請書をしなければならない。

上記に定めた期間により、建設セクターに関連する各罰則は、建設許可書を有しない若くは建設許可書に違反した建設は各罰則に適用し続けられるものとする。

第 107 条

利用者、公衆及び公共秩序に影響を与えない建設の場合に対し、権限管轄は本法が公布される前に建設し、建設許可書がない又は違反した建設に建設利用証明書を発行することができる。

本法が公布される前の建設利用証明書の発行に関する形式及び手続きは、MLMUPC 省令で定める。

第 108 条

本法が公布された2（二）年間後、運営又は事業している建設実験所は本法に定める規定に従って事業ライセンス又は許可書を申請しなければならない。

第 109 条

必要に応じて、自身の専門実務若くは事業の責任を確保するために、政府は建設セクターにおける専門実務家若くは事業会社にカンボジア国立銀行に預金を要求することができる。建設セクターにおける専門実務家若くは事業会社は、専門実務若くは事業をやめた時、ライセンスの有効期限が切れた時、及び権限官署によるライセンスの剥奪を受けた時、預金した代金を取出すことができる。

建設セクターにおける専門実務家若くは事業会社からサービスを受けた者が、損害を受けた時、上記の段落に定める預金に対して、労働者の賃金の後に第2番の順位特権を有する。

建設セクターにおける専門実務家若くは事業会社の責任を確保するために、ライセンスの種類によって、カンボジア国立銀行に預金、取出し、最低限の金額に関する条件及び手続きは、MLMUPC 政令で定める。

第 22 章

最終条項

第 110 条

本法に反する全ての規定は無効とする。

第 111 条

本法は緊急に適用するものとする。

本法はカンボジア王国の国民議会
第 6 任期第 XX 回目の議会で
2019 年 月 日に発布された。

プノンペン、2019 年 月 日

国民議会議長

ソムダイ・アキャ・モハ・プニャチャクライ・ヘン・
サンリン

建設法案の付録

用語

1. **建設工事**(construction work)とは、図面学習作業、測定作業、建設作業(building work)、解体工事、現場管理作業、検査と認証作業、実験作業、建設プロジェクト管理作業、又は建設の品質と安全性管理作業のことをいう。
2. **図面学習作業**(design work)とは、図画作業、エンジニア及び設計作業のため研究及びデータ分析作業、企画作業、見積書の準備作業、技術案内準備作業、及び詳細図画作業のことをいう。
3. **測量作業**(surveying work)とは、測量、地形、観察から得られたデータの分析と学習作業、企画、図面学習と建設のための観察のことをいう。
4. **建設作業**(building work)とは、土地作業、新しい建設工事の作業、修復工事、改修工事、取付け工事のことをいう。
5. **修復工事**(repair work)とは、いかなる原因による障害を有する建設の一部又は全部を直し、危険をもたらす古い部分を取り替え、及び、原状の保存及び建設構造への影響のない補修をし、内装に設備を取り付けることをいう。
6. **改修工事**(modification work)とは、建物の機能及び形の一部又は全部を変更することをいう。
7. **解体工事**(demolition work)とは、建設の一部又は全体を取り抜く作業若くは取り出す作業、又は壊す作業のことをいう。
8. **検査及び認証作業**(certification work)とは、建設又は解体工事、建設利用の安全、福祉を確保するために、技術法規及び法令法規に従って図面の検査、分析及び確認、計算、建設又は解体工事のための技術案内のことをいう。
9. **実験学習作業**(testing work)とは、地質の計算作業、建設構造部分、建設の重機と機械の部分、建設資材、建設設備と建設製品を学習し、分析することをいう。
10. **建設計画管理作業**(construction project management)とは、建設プロジェクト管理者が建設所有者として建設又は解体プロジェクトが効率的な期間、代金、品質及び安全を確保するために行う作業のことをいう。
11. **剥奪**(revocation)とは、権限官署又は権限職員によって、建設セクターにおけるライセンス又は許可書を廃止する決定のことをいう。

12. 建設請負契約(construction contract)とは、建設所有者と建設者間、及び、建設社と建設請負者間の建設又は解体工事を実施するための契約のことをいう。
13. 図面(design document)とは、建設又は解体工事及び建設の利用のための技術書類のこと、例えば、設計図面、建設構造図面、メカニックスシステム図面、電気システム図面、汚水と浄水システム図面、火災安全システム図面、又は他の技術案内書、書類、図面のこと等をいう。
14. 契約の代金(contract fee)とは、建設所有者が建設者に建設契約に定める代金のことをいう。
15. 不可抗力(force majeure)とは、意思以外に予め予測及び勝つことができない出来事のことをいう。
16. 建設技術規制 (building technical regulations)とは、権限機構によって公布された、建設工事を実施するための強制的な技術対策、技術条件の技術規制のことをいう。
17. 土地整理及び都市計画規制 (spatial and urban regulations)とは、土地の整備及び都市計画法令、土地の整備計画、土地利用図面、土地利用計画及び都市計画の詳細図面に定める規制のことをいう。
18. 負担(load)とは、建設構造に影響を与え又は抑えた各体重、圧力又は体力のことをいう。
19. 建設設備(construction equipment)とは、建設の快適、品質、及び使いやすくするために、建設に取り付けるために作った製品を利用して、組み合わせる設備のことをいう、例えば、ランプ、ワイヤー、アンコン、エレベーターなどである。
20. 建設製品(construction product)とは、建設構造を作るために、建設資材からできた完成製品又は半分完成製品のことをいう、例えば、レンガ、柱、壁、紙壁などである。
21. 製造者(producer)とは、製造者、輸入車又は自らの名称を付けた販売者又は製造者のことをいう。
22. 建設所有者(construction owner)とは、自らの土地の上に、又は、他人の土地の場合が所有者から許可を得て建てる建設の所有者のこと、若くは、泳借地の上に建設を建てた泳借権者のことをいう。
23. 建設検査官(construction controller)とは、権限官署が任命した、建設又は解体工事、及び建設の品質と安全性を検査するための技術職員のことをいう。

24. 瑕疵(defect)とは、通常から異なる変更のことをいう。
25. 建設利用証明書(occupancy certificate)とは、権限官署が建設所有者に建設を利用、借出し、又は営業をするために発行する許可書ことをいう。
26. 危険な建設(dangerous building)とは、建設利用者、隣人及び一般公衆の、身体、生命、健康に影響を与え、隣の建設に危険を加える可能性がある建設又は一部の建設又は建設資材、取り付ける設備のことをいう。
27. 建設 (construction)とは、建設資材、建設設備又は建設製品の使用による建設作業の流れ又は、一時停止又は定期的な建物の構造若しくはその他のことをいう。
28. 建設資材(construction material)とは、構造建設、建設設備又は建設製品を作るための、混ぜ、合わせ、組み合わせる原料のことをいう、例えば、砂、石、コンクリート、鉄、鏡、土地、セラミック又は材木などである。
29. 建設者(builder)とは、建設又は解体の請負者、専門によって建設又は解体の建設者又は建設職人団体のことをいう。
30. 不動産開発者(real estate developer)とは、利益目的のための販売する建設営業会社、投資者、事業家のことをいう。
31. 権限官署(competent authority)とは、MUMPLC 省大臣、都市・州・特別市・郡の委員会の委員のことをいう。
32. 建設セクターにおける専門実務家(construction professional)とは、カンボジアエンジニア委員会又はカンボジア設計委員会に登録したエンジニア又は設計者、若くは、建設セクターにおける他の関連する実務委員会に登録した専門家のことをいう。
33. 建設セクターにおける職人(tradeperson)とは、技術を有する又は関連技術学校で養成を受けて、建設セクターにおける建設工事から経験を持つ建設技術者（技術労働者/職人）のこと、若くは、専門委員会が創設されていない時の職人のことをいう。
34. 建設管理者(building manager)とは、特定の期間で建設所有者から建設管理権又は委任を受けた者のことをいう。